これからの森林・林業を考える

――森林整備を中心に――

〔要　　旨〕

1　我が国の森林・林業は厳しい状況に陥っているが，昨今状況は少しずつ変化を見せている。本稿はそれらを踏まえ，森林整備に着目しつつ総括的に考察を試みた。

2　戦後，我が国の林業は「木材生産に着目した森林づくり」を中核に据え，拡大造林による生産力増強を目指したが，外材輸入増大と円高や労働賃金上昇に伴い競争力を喪失した。この時期の特徴は，人工単一樹種針葉樹単層林と短伐期皆伐一斉造林の２点であるが，現時点から振り返ると，この施業方法は森林の多面的機能を必ずしも十分には発揮させられないという限界があった。2001年には，木材生産を含む森林の多面的機能の十全の発揮を目指す新たな森林・林業基本法が制定された。

3　今後の出発点は森林・林業基本法にある。森林や林業の問題を森林所有者の経済経営問題や「業」の問題としてでなく，広く国民に共通する社会的問題としてとらえ直すことが必要だと思われる。まず森林・林業政策による強力なリーダーシップと，森林整備のための財政支援・制度拡充が望まれる。

4　人工林整備だけでなく，自然林や混交林も含めた多様な森林の造成・整備や（スギやヒノキ以外の）樹種の多様化，更にそれらに対応した新しいタイプの森林施業普及のための支援強化，森林整備関連法制の一層の強化や組織的プロ施業体による「代行施業」を可能にする制度の充実が望まれる。木材生産を目的とする経済林では長伐期択伐や複層林施業のすみやかな導入が現下の課題である。

5　国産材の安定供給とその利用拡大も重要な課題である。昨今は製材工場の大型化や，合板・集成材へ国産スギの活用を図る動きが見られるほか，新年度からは「新生産システム」という強力な国産材供給体制構築政策も開始された。間伐材の有効活用を含めて，今後「川上」「川下」が一体となって取組強化が図られることを期待したい。

6　最後に，我が国森林・林業の今後の担い手として森林組合系統が期待されている。現下においては，①従来の業務や組織のあり方の今一度の見直し，②「森林整備プラン」提案を軸とする組合員に立脚した事業構造の早期確立，③「緑の雇用担い手育成事業」で採用した若手職員の育成，④零細小規模組合の合併等による発展的再編，等が重要課題である。

目　次

はじめに
1　森林・林業危機の構図
2　拡大造林期における林業の特徴とその限界
3　新しい「森林・林業基本法」の制定と今後の森林・林業のあり方
4　森林・林業をめぐる環境変化に対応した改革の方向性
(1)　森林・林業政策の強力なリーダーシップと財政並びに制度の拡充
(2)　多様な森林の造成と整備
(3)　森林施業改革
(4)　国産材の安定供給と利用拡大
(5)　担い手の確保と育成
──森林組合・森連の体制強化──

はじめに

我が国の森林・林業が非常に厳しい状況になって久しい。2000年以降の木材価格の更なる下落，担い手の不在，下刈り・間伐等の森林整備の遅れや伐採跡地の更新放棄と経営放棄林の広がり，山村の過疎化と荒廃，国・地方の財政難と林業予算の削減等々，まさに存亡の危機とも言ってもいい状態に陥っている。

そういうなかで森林・林業を取り巻く環境は00年以降少しずつ変化を見せはじめている。森林の多面的機能や環境への関心の高まりと，再生産可能で循環型社会に適した素材としての木材見直し気運のなかで，01年に森林・林業基本法が制定され，森林整備方針の見直しをはじめとする林業政策の大転換が行われた。05年２月にはロシアが京都議定書を批准したことにより，地球温暖化防止への取組みが世界的にも本格化しようとしている。

また，森林組合系統では05年11月の全国森林組合大会において，これまでの「森林組合改革プラン」に続く「環境と暮らしを支える森林・林業・山村再生運動」を立ち上げ，組織を挙げた取組みによる危機突破のための改革を実現させる決意を示した。

以下，本稿ではこれら昨今の情勢を踏まえながら，今後の我が国における森林・林業の在り方について，主として森林整備に着目しながら総括的に考察を試みたい。

1　森林・林業危機の構図

はじめに我が国の森林・林業の置かれた現在の状況を，若干の統計から再確認しておきたい。

第一は木材需給の動向である。木材需要全体でみると90年の約１億１千万m^3から03年には8,900万m^3へ減少するなかで，木材自給率（用材部門）は26％から19％へ下落し，特に00年ごろを境に自給率が20％を切った。需要内容別にみれば国産材，なかでも製材品需要の落ち込みが激しく，この15年間でおよそ半分になっている。

一方，昨今の木材輸入の動向では，

①環境問題や資源問題あるいは木材産業保護政策等の事情による北米材丸太及び南洋材丸太の輸入減少。

②丸太輸入に代わって製材品輸入の増大，とりわけ欧州からの集成材用ラミナの輸入拡大。

③中国における木材需要の増加に伴う北洋材をめぐる我が国輸入との競合，その結果としての北洋材価格の上昇。

等が指摘できる。簡単に言えば，我が国の国内木材需要がピークアウトするなかで海外製輸入製材品の我が国国内製製材品（原木は国産材・外材両方）に対する競争上の圧倒的優位といえよう。

第二は木材価格の下落である。戦後の我が国の木材価格は80年にピークを打ち，その後はバブル期を一時的な例外として一貫して右肩下がりで下落してきている。特に98年の建築基準法改正と00年の住宅品質確保法制定（新築住宅の10年間の瑕疵（かし）担保責任，住宅性能表示，紛争処理体制ほか）以降，木材は規格や強度等の機能性がより重視されるようになり，製材品に反り・曲がり・くるいが出やすく，また乾燥処理が難しいスギ材が敬遠され，国産材価格はもう一段の下落をみている。

第１表は木材価格を80年当時と比較したものであるが，最終製品の製材品よりも山元立木価格の方が下落率が大きく，並材の多いスギの方が高級材のヒノキよりも下落率が大きい。

また，第２表は林業の収支試算を行ったものであるが，現状では従来型の森林経営は実質赤字となっている。仮に資金コスト（金利等の機会費用）を入れて計算すると育林経費は278万円から数百万円程度にまで上昇し，「赤字」額は拡大する。伐採して丸太として売却しても事態は変わらない。多くの森林で立木と原木丸太の価格差（現状では約６千円／m³程度）以上に伐出経費や原木搬出運搬費用がかさみ，林業経営の「持ち出し」は一層ひどくなるからである。

第１表　我が国の戦後木材価格の推移

（単位　円/m³，%）

		1980年	1990	2005	下落率
スギ	山元立木	22,707	14,595	3,628	△84
	丸太	38,700	26,000	12,400	△68
	製材品	70,400	59,700	41,800	△41
ヒノキ	山元立木	42,947	33,607	11,988	△72
	丸太	76,200	67,600	25,500	△66
	製材品	141,500	115,900	67,200	△53

出典　（平成16年度）森林・林業白書から作成
資料　（財）日本不動産研究所「山林素地及び山元立木価格調」，農林水産省「木材需給累年報告書（平成7年9月）」，「木材需給報告書」「木材価格」
（注）1　山元立木価格は利用材積1m³当たり価格である。
2　丸太価格は各工場における工場着購入価格である。
3　製材品価格は小売業者への店頭売渡し販売価格である。
4　丸太及び製材品価格は2000年度の推定消費量による加重平均価格である。
5　「下落率」は「1−2005年価格/1980年価格」（%）。

第２表　育林経費と立木価格
──スギ40〜50年生，ha・m³当たり──

	1969年（昭和44年）	1986（昭和61）	2005（平成17）
育林経費（万円）	37	215	（A）278※
立木価格（円）	13,400	14,144	3,628
1ha当たり立木売却額3,628円×673m³（スギ幹材積）（万円）			（B）244
（B−A）			△34

資料1　育林経費は林野庁「育林費調査報告」から作成（＊は2001年度）
2　立木価格は（財）日本不動産研究所「山林素地及び山元立木価格調」
3　スギ幹材積は「林分収穫表」（地位一等:北関東:48年生）による。
（注）1　採材による歩止まり率は無視している（実際の利用可能材積は上記より小）。
2　経費にかかる資本利子（コスト）は無視している。

つまり80年以降の木材価格下落は，その大半が山元立木価格にしわ寄せされる形で進展し，木材生産業としての林業は従来のままでは容易には採算が合わなくなってしまったということができる。

第三はそのような現況下での我が国の森林整備の状況である。造林面積は約２万haと90年の４分の１程度の水準まで縮小し，現状では伐採後の更新も行われず経営放棄林が増大する状況が生まれている。また間伐についても，対象と考えられる20～50年生の人工林が全国で約800万ha強存在するのに対して，昨今では関係者努力や行政支援により80年ごろに比べて約２倍の毎年30万ha程度が実施されるようになってきているが，それでも間伐実施率は全国平均で約４割程度とみられている。森林整備の重要性・緊急性が叫ばれているが，現状では実施率は決して高いとはいえない。

第四は林業の担い手問題である。これまでも言われ続けてきた高齢化や後継者不在の危機的な状況に対して「緑の雇用担い手対策事業」が02年度から進められている。既に森林組合や地場業者を中心に若手の林業従事者の新規採用が一定規模でなされたが，現下の林業不振から各事業体とも採用人数増に見合う採算ベースの事業量確保に苦労する等，就業事情を抜本的に転換するまでには至っていない。

第五は「川下」である製材業等の木材産業の動向である。「川下」製材業界の動向を端的に示す第３表の工場数や生産量の推移をみると，90年代後半からの製材品輸入増加に伴い外材製材業者を中心に工場数が大幅に減少している。国産材製材はこれまでの主力のスギ材が，輸入製材品や集成材に市場を奪われる形で一段と経営が厳しくなっており，木材生産の産業としての後退は「川上」「川下」ともに共通の現象である。

最後に国有林野についてもふれておく。財務状況が悪化する国有林野経営に対しては，公益的機能の発揮を中心に国民の要請が多様化してきたため，98年に国有林野事業改革関連2法が制定され，それまでの累積債務の処理（約３兆８千億円のうち約２兆８千億円を一般会計で承継，残る約１兆円を国有林野特会で50年かけて返済）が行われるとともに，木材生産重点型森林管理の公益的機能管理重点への転換，組織・要員の合理化と効率的な体制確立等を行って，国有林を国民多くの参加の下で共有財産として経営管理していくこととなった。国有林野は

第3表　国産材・外材別製材工場及び製材用素材入荷量

（単位　工場，千m³）

		1990年	1995	2000	2004（直近）
工場数	国産材のみ	6,455	6,049	5,444	4,913
	国産材と外材	7,744	6,292	4,614	3,370
	外材のみ	2,594	2,213	1,575	1,104
	合計	16,793	14,554	11,633	9,387
入荷量	国産材のみ	11,415	11,296	9,663	9,211
	国産材と外材	15,271	11,483	6775	4,577
	外材のみ	16,840	13,891	10,088	7,917
	合計	43,526	36,670	26,526	21,705

出典　（平成16年度）森林・林業白書から作成
資料　農林水産省「木材需給報告書」
（注）1　工場数は素材の入荷があった工場で，かつ製材用動力の出力数が，7.5kw以上の製材工場を対象とした。
2　国産材のみの取扱製材工場の入荷量は，2004年には前年比でこれまでの一貫した減少傾向から＋39万8千m³とわずかではあるが増加に転じている。

01年の森林・林業基本法に先駆けて森林経営の理念と体制の転換を行ったと言えるだろう。

2　拡大造林期における林業の特徴とその限界

戦後の我が国林業の特徴は「木材生産に着目した森林づくり」をその中核に据えていたことである。特に1950年代は復興・成長需要に支えられて木材需給が逼迫し，木材価格が独歩高となったため，生産力増強が最重要課題とされた。64年には（旧）林業基本法が制定され，広葉樹林等を針葉樹人工林に転換する拡大造林事業や林業・木材産業を近代化する林業構造改善事業が開始されている。

その結果，戦争直後には約300万haだった人工林はその後およそ３倍の1,000万haを超える面積にまで造成され，里山の雑木林はもちろん，国有林地帯の奥山や急峻地に至るまでくまなく人工林化された。

また，国産材を補完するものとして木材輸入自由化が図られ，需給逼迫を緩和させる試みが早々に採られている。しかし木材輸入自由化はやがて国産材と外材との激しい競合状態を生み，安定供給力と価格面で優位にたった外材が（当初は丸太，のちに製材品）その後次第に国産材を駆逐していくこととなる。外材輸入を急ぐあまり，国内林業は海外の自然林伐採放置型林業や低賃金・劣悪労働条件林業との直接的な競争下に置かれ，更にその後の円高や労働賃金上昇に伴い競争力を喪失した。

こうした結果を簡単に要約すれば林業再生産構造の未確立と言えるだろう。外材に対抗すべく構造改善事業が全国各地で熱心に取り組まれたものの，林道・路網の整備や近代的施業組織化（森林組合組織の近代化，人員の拡充と育成，高度林業機械導入，団地施業等）の遅れは結局解消できず，また製材業界や木材流通業界も古いビジネススタイルや中小零細構造を克服しえないまま，木材価格下落のなかで後退を余儀なくされていった。

拡大造林期の森林施業の特徴としては次の２点を指摘しておきたい。

第一に，拡大造林期には木材生産に最も適した「人工の」「スギ・ヒノキの単一樹種の」「広葉樹ではなく針葉樹の」「樹種・樹齢もすべて同じの単層林」（人工単一樹種針葉樹単層林）が大量に造成され，自然林の多くが姿を消した。

我が国の森林は国有林も含めて約半分の面積が人工林であり，そのほとんどがスギ・ヒノキの森林である。確かに木材生産のためには針葉樹の単純一斉林が当時としては最も施業しやすく，育林技術的にも平易で，農業生産との類似性から合理的と考えられたと思われる。しかし森林の多面的機能が重視される今日では，手入れ不足の人工単一樹種針葉樹単層林は表土流出や風水害等の被害を受けやすく，単層林であるが故に病虫害等の一斉被害に遭うリスクが高まる，生物多様性にも乏しく生態的に必ずしも豊かな森林とはいえないこと等が指

摘されている。

第二に，短伐期皆伐一斉造林が事実上唯一の森林施業方法だったことである。この方法は森林内の路網整備の遅れとも関連していた。皆伐方式はその面積が大きいと，森林生態系を破壊し土砂崩れ等の災害リスクや景観の破壊も伴うため，様々な理由から森林再生リスクの高い施業であるといえる。また今日では，短伐期皆伐一斉造林は長伐期択伐天然更新と比べて育林コストが割高となることから，中長期的にみると経済的に有利とはいえず，木材生産林の施業方法としても見直しが言われるようになった。人工単一樹種針葉樹単層林と短伐期皆伐一斉造林の２点を特徴とする従来の森林施業方法は，木材生産も含めて森林の持つ多面的機能を必ずしも十分には発揮させられないという限界を持っていたといえるだろう。

第1図　森林に対する期待

出典　林野庁ホームページ
http://www.maff.go.jp/hakusyo/rin/h16/html/r1010107.htm
資料　内閣府「森林・林業に関する世論調査」（昭和55年），「みどりと木に関する世論調査」（昭和61年），「森林と緑に関する世論調査」（平成5年），「森林と生活に関する世論調査」（平成11年，平成15年）
（注）　回答は，選択肢の中から3つを選ぶ複数回答であり，期待する割合の高いものから並べている。また，選択肢は，特にない，わからない及びその他を除き記載している。

更に「川上」「川下」がともに困難な状況に陥るなかで，従来森林・林業を支えてきた国や自治体を財政難が襲い，これまでも必ずしも十分とはいえなかった補助や支援が削減されはじめた。森林の機能への国民的な関心と期待が高まり，木材活用による循環型持続性社会の構築や環境重視の林業政策が提唱されるなかで，我が国の森林・林業にはそれとは逆の方向に圧力がかかっている。山村を経済的に再生・復興・支援していかなければ我が国の森林や林業をこれから維持していくことは困難になっている（第１図）。

3　新しい「森林・林業基本法」の制定と今後の森林・林業のあり方

上記のような拡大造林期における「木材生産業としての林業」の衰退は，一方で奥山等の蓄積豊かな自然林の過剰伐採を伴い，他方で造成された人工林の放置・荒廃を生んで，地域経済の不振のみならず森林・林業環境の悪化と国土荒廃を懸念させる事態を招いた。その結果，森林の公益的機能を中心とする多面的機能への着目と国民の森林への期待の変化等を受け，01年に新たな森林・林業基本法の制定が行われた。

新しい森林・林業基本法は，第一にその基本理念を「森林の有する多面的機能の発揮（第２条）」「林業の持続的かつ健全な発展（第３条第１項）」「林

産物の適切な供給・利用の確保（第３条第２項）」の３つに置き，それを達成するための国や地方自治体の責務（第４条，第６条，第７条），国有林野の管理及び責務（第５条），林業従事者・団体・木材産業事業者等の努力への支援（第８条），森林所有者等の責務（第９条）を定め，関係者がそれぞれに期待された役割と責務を果たすよう規定されている。

更に５年ごとに見直される「森林・林業基本計画」に関する規定が定められ，全国の森林を「水土保全林」「森林と人との共生林」「資源の循環利用林」の３つのタイプに区分し，各区分別の望ましい森林の姿とそれに対応する適切な施業方法の選択や取り組むべき課題を明らかにしている。戦後の森林・林業政策の抜本的な転換であり，その意義はきわめて大きいといえる。

4　森林・林業をめぐる環境変化に対応した改革の方向性

(1)　森林・林業政策の強力なリーダーシップと財政並びに制度の拡充

それではこれからの我が国の森林・林業のあるべき姿はどのようなものなのか。その出発点は森林・林業基本法にある。

基本法の考え方が示すように，「木材生産業に着目した森林・林業」を見直し，木材生産を含む「森林の多面的機能の十全の発揮」を具体的にどう実現するかが問われている。森林や林業の問題を単に森林所有者の経済経営問題や「業」の問題としてしまうのではなく，広く国民に共通する問題・社会的問題としてとらえなおしていくことが必要である。拡大造林期の反省を踏まえ環境の時代でもある21世紀を展望しながら，これ以上の森林荒廃を防ぎ，森林の多様性と充実を図るには具体的にどうするか，循環型持続性社会のモデルとでも言うべき木材利用の再生と振興を図るにはどのように林業構造を作り上げればいいかを考える必要がある。言い換えれば，林業政策の産業政策から（森林）総合政策への転換であるといえよう。

最初に強調したいことは，森林・林業政策による強いリーダーシップと森林整備を進めるための財政支援・制度拡充である。

一般論としては，政策支援に期待する前に林業界や木材業界が一層の自己責任と自助努力で危機を克服するのが本筋と言えるけれども，我が国の森林・林業はこれまで相当長い期間にわたり厳しい状況下に置かれ，もはや自力だけでは容易には克服し難いレベルにまで追い込まれている。幸いにして今日では，国産材の積極活用も含めて国民の間に森林・林業に対する理解が深まり，改革へ向けた林業政策への期待は高まっていると言える。国民の支援や協力を前提に，林業政策の強力なリーダーシップの下で各種の施策財源を国・地方ともに拡充し，新たな事態に対応できる諸制度も強化しつつ，林業界・木材業界の一層の自助努力を合理的に組織化し，我が国森林・林業の再生を図る必要があるのではないだろうか。

まず財源拡充については，現在議論されている環境税（炭素税）等の大型財源を早期に実現し，森林の公益的機能発揮のための費用に継続的に充当するとともに，たとえば森林振興宝くじや森林未整備税（特別土地保有税の変形）のような小型の目的税型財源の導入もあわせて検討されていいのではないか。

財政難に苦しむ山村には「森林交付税」のような交付税措置も拡充し，地域の林業振興に活用できる十分な手当てがなされるべきである。更には，今般制度改正が検討されている民間寄付金控除枠の拡大や，森林整備への民間資金導入を促進する政策を展開することにより，一般企業や国民各層の幅広い財政支援を受けていくことも期待できるのではないか。森林は拡大造林の時代には木材生産のための「私的財」としての性格が強かったが，今日では多面的機能を発揮する「公共財」としての認識が一般化している。

森林の恵みの一つである木材の価格が下がり，木材販売だけでは森林を維持し得ない事態に陥っているなかで，社会的共通費用ともいえる森林の維持管理費用を公的資金が補うことは正当なことであり，避けて通れないように思われる。森林整備関連を中心に森林・林業政策財源の一層の拡充が強く望まれるところである。

他方で林業財源の使途については，たとえば従来型の人工林整備だけでなく，自然林や混交林も含めた多様な森林の造成・整備や，（スギやヒノキ以外の）樹種の多様化とそれを準備するための苗木等の供給体制の確立，更にそれらに対応した新しいタイプの森林施業の普及・定着を意識した補助金体系・支援体系の強化等が望まれる。

経済林においては林道・路網の整備や高度林業機械の活用を従来にも増して推進する政策とともに，森林組合等による森林所有者向けの「森林整備プラン」提案や地籍調査等の森林整備地域活動の活発化，あるいは森林施業改革への取組強化（施業方法改善，団地施業拡大，効率的な林道路網整備技術向上等）等への支援が必要であると思われる。

また最近では，里山林や都市地域の緑化等のいわゆる「アーバン林業」も注目されはじめており，森林組合や行政と地域の住民とが連携しながら，従来にはなかった形での地域の森林づくりを実践することも課題となってきている。

更にまた，昨今焦眉の問題となっている地方林業公社の問題についても，公社造林地は公有林も含めて地域における森林資源や環境にとって重要な役割を発揮してきており，事業主体が都道府県にあるとはいえ現状における地方自治体の財政事情をかんがみれば，国に対しても一定の役割分担と支援を期待したいところである。具体的には，分収契約更新を円滑化するための法的措置や，対象森林を長伐期施業に切り替えるための施業転換経費支援，既往債務乗換えを可能とする新たな超長期融資制度等である。

林業にかかる諸制度の強化としては，こ

れ以上の森林荒廃を防ぐために森林整備関連の法制をより一層強化し，たとえば更新のない森林伐採の原則禁止や皆伐型施業の制限を行い，他方で災害可能性のある箇所を中心に整備の遅れた森林を「要整備林」に指定してその整備を森林所有者に義務付け，所要経費を高率の公費負担で「代行施業」する制度等の導入を大きな規模面積で実践してみてはどうか。

かつて森林整備に大きな役割を果たしてきた森林所有者の自家労働も，高齢化の進展で今後は多くを期待できない。それに代わって森林組合等の組織的な施業体を，ハイレベルなプロ技術者集団に育てながら，地域の森林整備・管理をまとめて団地化し，合理的・効率的に「代行施業」していくことが強く望まれる。

推進策として各地域に「森林整備協議会」（仮称）を組織し，林業普及指導員やNPO，学識経験者等の協力も得ながら，保安林指定や分収制度や長期施業受託等の従来型手法も用いて，すべての森林について森林所有者に働きかけと提案を実施する仕組みづくり・支援体制構築等が考えられる。

多くの地域で「森林再生５ヵ年計画」（仮称）のような形で，広範な国民運動として森林整備が実践されるといいのではないだろうか。

⑵　多様な森林の造成と整備

これからの森林は，木材生産だけを目的とするのではなく，森林の多面的機能とそのそれぞれの機能の「背反性」にも着目しながら（生物多様性の確保と木材生産とは背反する等），生産林と環境林のバランス，人工林と自然林のバランスを図り，多様な森林の造成と整備を進めていく必要がある。いわば森林整備の改革である。植栽する樹種の多様化（特に広葉樹）を図り，適地適木による豊かな森林の形成がまず基本である。木材生産型の人工単一樹種針葉樹単層林だけでなく，自然林・混交林・複層林も形成していくこと，たとえば今回の森林・林業基本法においてゾーニングされた「水土保全林」と「共生林」のうち，特に経済条件の悪い奥山や主幹林道から遠い場所にある人工林は，混交林・複層林を経て人手や管理コストのかからない自然林へ返していくこと等も必要であろう。

また我が国の場合には，残された自然林を尊重し，少なくなった自然と野生生物の生息・生地を守る営みを優先させるような森林地域（国有林では「緑の回廊」として設定されている）も確保しておかねばならないのではないか。既に全国各地で自治体先行型で新たな森林づくりへの取組みがみられ，現在14県で新設された00年の地方分権一括法に基づく法定外目的税としての地方税（「森林環境税」等の名称）の使途に混交林造成や環境林整備が充てられたり，自治体独自財源による経営放棄林への自然林・混交林造成等が実施されはじめている。

⑶　森林施業改革

多様な森林には，それに対応した多様な森林施業方法があると考えられる。今後は，

さまざまな地域にあった適地適木型の，様々なタイプの森林造りや施業をいくつかにパターン化して標準化するとともに，自然林や混交林，あるいはそれへの移行過程での施業方法を確立していく必要があると思われる。

経済林施業の合理化については，長伐期択伐施業や複層林化と自然力を活用した低コスト更新が注目されている。長伐期択伐施業のメリットとしては，

①大径木化による木材の品質向上と販売価格のアップ＝付加価値増が図れる可能性。

②大径木化・立木数減少による伐採搬出の効率化余地の拡大（林道・路網の整備が前提）。

③長伐期と択伐の組み合わせによる木材需要や価格動向への供給調整度の向上。

④伐採後の新植保育経費の削減可能性。

⑤皆伐回避による森林生態系の保全と災害の防止。

等が挙げられる。また複層林化のねらいとしては，

①自然力を利用した低コスト更新。

②我が国の場合には炎天下で行われる下刈り作業からの解放。

③混交林化による森林内容の改善と土壌肥沃化。

等が挙げられる。長伐期択伐施業や複層林化については，たとえば間伐率の選択，間伐対象立木の選択方法（長伐期施業は優良木を残す），立ち枯れ等による自然淘汰期待の一部立木放置・省力化や列状間伐・群状間伐等の間伐手法の工夫等々，様々な施業改革の可能性がある。各地域の事情や気候・地形・土壌にマッチした，より適切な方法を摸索していくべきものと考えられる。

また施業方法以外にも，

①地域的な合意形成，経営体間及び上下流の連携と生産のとりまとめ。

②伐期の長期化に対応した経営の継承対策，災害等のリスク対策。

③収入と償還金の時間的ミスマッチへの配慮・支援。

④長伐期施業確立へ向けた技術的支援・啓蒙普及活動強化。

等が，今後長伐期択伐施業や複層林化の定着を図るための条件整備事項として提言されている。(注1)

いずれにせよ，木材価格低迷に対して受身で対応する単純な伐期延長ではなく，施業方法の革新や経営内容の変更を伴う長伐期択伐，複層林化への積極的な取組みが全国的な課題である。

また，目下のところ整備の遅れている人工林の除伐・間伐推進は緊急課題である。人工林はその適正な林齢時点において間伐を実施しないまま長期間放置すると，その後は成長力を失い，森林としての機能を低下させ，資源として有効に活用することが困難になる。戦後営々として築かれた貴重な我が国の人工林の森林としての健全性を保持し，その資源を今後生かしていくためにも，間伐等による森林整備は不可欠である。

（注１）農林漁業金融公庫（2005）『公庫月報』12月号，33頁。

(4)　国産材の安定供給と利用拡大

人工林として蓄積された膨大な資源を有効活用するためには，国産材の安定供給とその利用拡大も重要な課題で，当面は1,600万m³まで縮小した供給を森林・林業基本計画の数字である2,500万m³程度まで拡大するための取組強化が求められる。

まず，山元は間伐材を中心に原木の安定供給努力を継続し，たとえば管内の森林所有者ごとの木材出荷（可能）情報を常に整理して把握しておく必要がある。また，間伐材の有効活用やマーケティングの強化は，森林整備の採算性を高め，森林所有者の経営意欲を高めることができるため，森林整備推進には不可欠である。

本伐採または皆伐については，木材価格の動向を見極めながら無理をせず，活力ある製材業者との連携を図りながら，地域材活用の在来工法住宅等の付加価値の高い商品への取組みを強化し，少しずつ実績を積み上げることで木材供給基地としての機能を確立していくのが望ましい。

また「川下」木材業界は，機能本位で信頼される木材供給体制，特に乾燥無垢材のプレカット対応を中心に置いた業務展開が望まれる。森林認証，産地や品質の適正表示，JAS規格の普及等により，適切な森林施業と材の品質・規格（寸法・強度・含水率等）に対する消費者の信頼を得ながら国産材利用の拡大を図るべきである。

少子高齢化社会の到来で今後は住宅新築の大幅増大は望めない。国産材需要拡大は住宅リフォームへの対応や既往非木質系素材の代替等のきめ細かな需要拡大策を地道に進める必要がある。

政府は00年にグリーン購入法（国等による環境物品の調達の推進に関する法律）を制定し，木質化素材利用促進のため，公的機関が率先して公共土木や補助対象施設・備品に間伐材等の環境物品の調達を行う施策を行っている。また昨今の国産材業界では，製材工場の大型化や合板・集成材へ国産スギの活用を図るような新しい動きがみられるほか，新年度からは「新生産システム構築対策」といった強力な木材サプライチェーン構築の政策も開始された。

集成材や合板の場合には，これまで林内に切り捨てられていたＢ材等の低質材を地域でまとめて共同出荷できることから，間伐材の有効利用拡大策として大いに期待されている。今後「川上」「川下」が一体となり，国産材活用の取組強化が図られることを切に期待したい。

(5)　担い手の確保と育成

── 森林組合・森連の体制強化 ──

担い手確保・育成も不可欠である。我が国の民有林面積の７割を占め，その多くが５ha未満の森林を経営する小規模零細所有者を組織化した森林組合は，その面的な広がりからみて，今後の森林整備・管理の中核的担い手として最も重要な組織と考えていいだろう。森林組合と森連については稿を改めて論じたいと考えているが，今回は

次の４点を指摘しておきたい。

第一に，森林組合系統は現下の厳しい環境に対応するため，従来の組合経営や事業のあり方，仕事の仕方や労働条件・職場環境，組合員組織や作業班組織のあり方等を今一度「タブー抜き」で抜本的に見直してみることが必要ではないか。

第二に，組合員に立脚した事業構造を早期に確立することである。具体的には，管内民有林の森林整備と間伐材等の木材安定供給計画の中長期ビジョンを持ち，不在村者を含む森林所有者や組合員に対して間伐や路網整備等の「森林整備プラン」を積極的に提案(注2)し，事業を団地化していく試みを強化するとともに，高度林業機械の導入や路網敷設技術力の向上につとめ，コストダウンへ向けて事業遂行力を強化していくことである。また地元市町村やNPO・NGO，信頼のおける「川下」木材業者や工務店等とも連携しながら，地域材活用推進に努力する方向で組合事業の拡充を図るといいのではないか。

第三は，若手担い手の育成である。既知の通り02年度からの「緑の雇用担い手育成事業」により，森組系統も含めて合計で約3,600人の若手担い手が新たに林業に就業した。この支援事業は今後も継続される計画だが，重要なことはこの若手職員や作業員にとって魅力的な職場環境や労働条件を今後どのように実現し充実していくかという点である。組織の民主化や近代化に加えて，研修制度や高度技術習得機会の提供，資格制度の創設等，課題は多い。

第四は，零細小規模で活動水準の低下している森林組合の解消・克服の問題である。森林組合には，今日においても常勤役職員が不在か，配置されていても人員数が２～３名と極端に少なく，機械装備も不十分で，作業班組織も脆弱な組合がまだ全国に多く存在する。これらの森林組合は，これまでは行政窓口等として一定の役割を担ってきたと考えられるが，これからの森林・林業を考えた場合には，このままでは期待される役割を果たすことは容易ではない。従って，今後は隣接組合との合併や森連の支援・協力等により，抜本的な組織改革を行い，森林組合の発揮する機能が「もれる」地区がないように，都道府県域トータルでの体制強化を行う必要があるように思われる。

森林組合系統では，去る05年11月の全国大会において，従来の「森林組合改革プラン」を継承する新たな次期運動として「環境と暮らしを支える森林・林業・山村再生運動」を立ち上げた。

そこでは第一に「地域森林管理体制の構築」として地域の森林情報を生かしつつ施業提案を積極的に行い，多くの組合員参画による団地施業を実現するとしている。また第二には「国産材安定供給体制の構築」として，ニーズに適応した良質木材の安定供給に努め，第三に「経営革新と信頼の確保」のため組織革新と情報発信を行い，自主・自立の協同組合として地域社会の森林管理主体を担うことを宣言している。

大事なことは，森林組合が国民の参加と

支援を得ながら，期待の高まる森林と山村の再生に全力を尽くし，文字通りの高度な機能と能力を兼ね備えた中核的な担い手となることである。そのためには，今回の大会決議を各森林組合が持ち帰り，これまで取り組んだ「森林組合改革プラン」の到達点と未達点，及びその原因を明らかにし，これからの方策に資して行くことではないだろうか。

（注２）「森林整備プラン」の具体的な実践事例としては，京都府の日吉町森林組合の取組等がある（たとえば日吉町森林組合（2006年）「継続的改善で地域森林管理の中核的な役割を担う」『GR現代林業2006年３月号』（社）全国林業改良普及協会を参照）。

＜参考文献＞

- （社）大日本山林会（2000）『戦後林政史』
- 農林漁業金融公庫（2005）『長伐期施業の展望と課題（長期金融）』
- 梶山恵司（2005）「ドイツとの比較分析による日本林業・木材産業再生論」『研究レポートNO.216』富士通総研（FRI）経済研究所
- 藤森隆郎（2000）『森との共生』丸善（株）
- 遠藤日雄（2002）『スギの行くべき道』（社）全国林業改良普及協会
- 林野庁（2005）『（平成16年度）森林・林業白書』

（主席研究員　田中一郎・たなかいちろう**）**